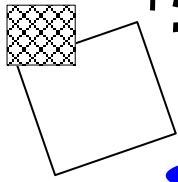
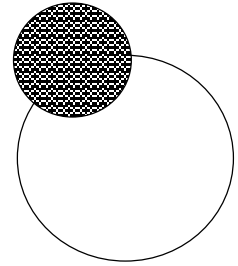


～くらしの最低保障引き下げにNO!～



## 「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」

### 入会のお誘い



昨年8月、生活保護基準が切り下げられました。2015年4月まで3回に渡り、最大で10%の削減が予定されています。生活保護基準は、最低賃金や年金、就学援助など多岐の制度に及びます。そうした重要な「暮らしのものさし」が根拠なく決められ、国民の暮らしが脅かされる事態に、何とか押し留めようと訴訟に立ち上がった人たちがいます。

我が国の「健康で文化的な最低限度の生活」を問うこの訴訟の勝利をめざし、多くの人たちとつながり、原告を支援し、運動の輪を広げていきたいと会を組織しました。

この活動はほとんど手弁当での取り組みですが、集会や広報等継続していくための費用がどうしても必要となります。会員の輪を広げ末長く応援して下さるよう呼びかけています。どうぞよろしくお願いたします。

「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」

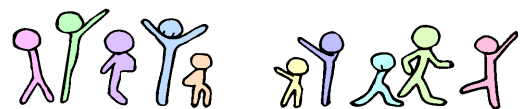
<連絡先> 埼玉総合法律事務所

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階

TEL 048 (862) 0355 / FAX 048 (866) 0425

<振込先> 埼玉りそな銀行 上尾西口支店 普通預金5312597

くらしの最低保障を考える3.21 集会実行委員会 会計 飛鳥井 行寛



## 「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」入会申込書

「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」に入会します

1 お名前 \_\_\_\_\_

2 連絡先 住所 \_\_\_\_\_

電話 ( ) \_\_\_\_\_ FAX ( ) \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

## 「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」申し合わせ（案）

### 1 （名称）

本会の名称を「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」とします

### 2 （目的）

- 1) 生活保護基準引き下げに対し審査請求できることを広め、支援します
- 2) 生活保護基準引下げ違憲訴訟の勝利をめざします
- 3) 健康で文化的な生活の保障を求める運動を進めていきます
- 4) 生存権裁判を支援します

### 3 （活動）

- 1) 生活保護基準引下げに対する審査請求について  
審査請求が行えることを広め、相談会の実施や書類作成等  
当事者への支援活動を行います
- 2) 訴訟の勝利をめざして  
原告・弁護団・支援者が一体となって協議を進めます。  
学習、裁判傍聴など裁判支援活動を行います
- 3) 運動の輪を広げていく取り組みを行います  
ニュース発行などの広報活動、集会を企画し多くの人たち  
に伝えていきます
- 4) 財政基盤の確保  
これら活動を広く継続して行うための費用を捻出します
- 5) その他、目的達成に必要なことを行います。

### 4 （会員）

- 1) 本会は、目的に賛同する団体・個人によって構成します
- 2) 会員は以下の約束を守ります  
○相互に会の目的を共有し、目的から外れる行為は行い  
ません  
○会員からの関連行事の情報交換を図りつつ、賛同・参  
加は個人の意思を尊重します

### 5 （役員）

- 1) 代表 1名 副代表 若干名 事務局員 若干名  
会計 1名 会計監査 1名
- 2) 役員は世話人会にて選出し、1年ごとに改選します。ただ  
し重任は妨げません。

### 6 （組織と運営）

- 1) 世話人会  
○役員、会員有志、原告・弁護・支援者団の代表で世話人  
会を開き、意思疎通を図りながら日常活動を進めます。  
○重要事項についての協議・調整、役員の新補充および総会  
(または報告集会)を招集します。
- 2) 総会または報告集会  
必要に応じて総会または報告集会を開催し、会の諸活動  
の基本について会員の合意をはかることとします

### 7 （財政）

本会の財政は、会費及びカンパなどによって運営します

- 1) 会費 1口 1,000円とします  
ただし、やむをえない事情がある場合にはこの限りとしません
- 2) 支援カンパを積極的に募ります

### 8 （連絡先）

会の連絡先を以下とします

埼玉総合法律事務所  
さいたま市浦和区岸町7-1 2-1 東和ビル4階  
TEL 048 (862) 0355 / FAX 048 (866) 0425

### 9 （発効）

本申し合わせは、2014年7月19日をもって発効します